

令和3年7月13日

大阪府知事 吉村 洋文 様
大阪市長 松井 一郎 様

大阪府市公立大学法人大阪評価委員会
委員長 高嶋 克義
(事務局 大阪府府民文化部府民文化総務課)

意見書

公立大学法人大阪第1期中期目標の変更(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第25条第3項に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標については、公立大学法人大阪第1期中期目標の変更(案)のとおり定めることが適当である。

なお、法人が作成する中期計画を大阪府、大阪市長が認可するにあたっては、高度研究型大学を目指して法人と緊密に連携し、新大学基本構想及び中期目標変更案を踏まえた中期計画となるよう留意されたい。